



2017年9月4日

総選挙後に待ち受けるドイツの課題

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部副部長 麻野文裕

9月24日に予定されるドイツ連邦議会（下院）総選挙まで3週間程となった。今のところ、メルケル首相率いるキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）は、対立するドイツ社会民主党（SPD）に支持率で15ポイント前後の差をつけており、このままメルケル首相が4選を果たすとの見方が有力である。これまでの選挙戦で、SPDのシュルツ党首は様々な論点で対決を迫ったが、メルケル首相の人気を切り崩すには至らなかった。ただ、シュルツ氏が提起した主な論点（下記）は、いずれも新政権が取り組むべき重要な課題を示していると言えよう。

- (1) シュルツ氏は7月16日に、10項目からなる「Future Plan」（Zukunftsplan）を発表。特に、財政黒字によるインフラ投資拡大を政府の法的義務とすることを提案した。英エコノミスト誌が「The German Problem」と題した特集で、ドイツの財政支出増を求めたタイミングとたまたま重なった。単に「支出を増やせ」と求める主張はドイツ人にとって受け入れ難いが、住宅や教育、医療等を含む社会投資の拡充を求める声は同国内でも高まりつつある。
- (2) 7月20日、シュルツ氏はマクロン仏大統領と会談するためパリを訪問。その際、パリ政治学院で講演を行い、ドイツはユーロ圏改革のスピードアップを図るべきであるとし、持論であるユーロ圏の共通投資予算の設立等を主張した。「これまでのプロセスは現政権の消極姿勢、特にショイブレ財務相およびそれを支持するメルケル首相によってブレーキがかけられてきた」と、メルケル首相の欧州連合（EU）政策を痛烈に批判した。
- (3) 7月27日、シュルツ氏はローマを訪問し、ジェンティローニ伊首相と会談。会談後の記者会見で、イタリアで急増している難民流入に関し、EU加盟国が結束して負担を分担すべきであると主張した。EUでは2015年のいわゆる「難民危機」後、トルコとの協力合意により同国経由の難民流入は沈静化したものの、ここにきて地中海からイタリア沿岸に向かう難民が急増し、イタリアが各国に受入分担を求めている。シュルツ氏は、ドイツを含むEU各国が積極的に対応策をとらなければ、「難民危機」の再来もあり得るとして警告を発した。

(4) 8月11日、ディーゼル車の排ガス問題に関連し、シュルツ氏は南ドイツ新聞に対し、自動車業界に係わる法規制や監督体制を強化すべきであると述べ、排ガス規制の精緻化や監督当局の改革、EUレベルでの電気自動車の導入比率の設定等を含む5項目プランを発表した。また、今秋に「第2回ディーゼル・サミット」を開催し、初回に合意された対応策（後述）の効果を検証すべきであると主張した。

特に上記(4)については、ドイツでは登録済み乗用車の約1/3にあたる約15万台がディーゼル車であると言われ、同国財務省も排ガス問題がドイツ経済にとっての新たなリスクであると指摘（8月21日付け同省月報）するなど懸念が広がっている。7月28日にシュトゥットガルト行政裁判所は、大気中の窒素酸化物（NOx）がEU基準値を超過していることに関し、州政府は速やかに対応策を講じる義務があるとし、環境団体が求めていたディーゼル車の都市部での走行禁止を支持する判決を下した。これに対し、政府、自動車メーカー首脳は8月2日に「ディーゼル・サミット」を開催、ディーゼル車の走行禁止回避を狙い、ディーゼル車5万台超の排ガス制御ソフト改修等により大気汚染の緩和を図ることで合意した。

しかしながら、その対応策は大気汚染基準をクリアするには不十分であり、自動車業界に一方的に配慮したものとの批判も上がっている。今後、シュトゥットガルトと同様な裁判が国内主要都市でいくつも予定されており、政府としても何らかの追加的対応を迫られる。また、主要自動車メーカー間の長年にわたるカルテル疑惑や、自動車メーカーと監督当局との癒着疑惑等も指摘されており、政官界や自動車業界等に対する広範囲な現状批判が高まりつつある。

上記の諸問題に対し、メルケル首相は本格的な議論を避け、八方美人的な姿勢を示してきた。このままできるだけ波風を立てず、選挙戦を乗り切りたいとの腹積りであるよう見える。その戦略は、ひとまず奏功しているようであるが、ディーゼル車排ガス問題など待ったなしの課題にどのように取り組むのか、メルケル首相にとってはむしろ「選挙後」が正念場と言える。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。